

令和6年度 多様な連携による商品開発・価値向上支援事業業務委託 仕様書

1 委託事業の目的

社会環境が大きく変化する中、伝統産業・地場産業事業者や一次産業者を含む食関連事業者等がさらなる販路拡大を図るためには、現代のライフスタイルや消費者のニーズに沿った新たな魅力の創出や価値の向上を図り、的確に発信していくことが必要です。

また、大量生産・大量消費社会から循環型社会へ変化する中、人や社会、環境に配慮した商品やサービスを選んで消費する「エシカル消費」が注目されています。

本事業は、多様な事業主体が地域や業種を越えて連携したコラボレーション商品の開発や「エシカル消費」に対応した付加価値の高い商品の開発を行い、国内外へのプロモーション活動等に取り組むことで、県産品の販路拡大につなげることを目的とします。

2 事業主体

三重県

3 委託事業の内容

(1) 委託事業名

令和6年度 多様な連携による商品開発・価値向上支援事業業務委託

(2) 委託期間

契約の日から令和7年3月21日（金）

(3) 委託内容

県内に事業所を置く伝統産業・地場産業事業者及び一次産業者を含む食関連事業者（以下、「食関連事業者」とする）等を対象に、事業者間の多様な連携により、消費者ニーズの変化及び「エシカル消費」に対応した付加価値の高い商品開発や販路創出手法等を学ぶ連続講座を開催すること。

また、講座を通じて開発された商品等について、首都圏や県内等において効果的な手法により展示販売や情報発信を行うこと。

なお、本事業は、伝統産業・地場産業や食関連産業に知見を持つ事業者やエシカル消費の先進企業等と連携して実施するとともに、参加事業者や講師等が情報交流を密にするなど、自発的な連携が発生・継続していくよう配慮すること。

① コーディネーターの選定

- ・ 事業の実施にあたっては、本事業の目的を達成するために必要な知識や実績を有する者をコーディネーターとして充て、事業全般を総括すること。

② 商品開発のための連続講座の開催

- ・ 県内の伝統産業・地場産業事業者、食関連事業者などの多様な主体が参加する連続講座を開催すること。

- ・参加事業者の募集にあたり、幅広い事業者が参加できるよう、チラシを作成し周知に努めること。なお、参加事業者の募集及び決定は県において行うこととする。
- ・参加事業者は15者（1事業者につき1名）程度とする。
- ・参加事業者の講座への参加は有料とするが、参加料の決定及び徴収は県において行うこととする。
- ・講座の回数は5回程度とし、原則、集合研修とする。
- ・講座の開催にあたっては、伝統産業・地場産業や食関連産業に知見のある者やエシカル消費に知見のある者を講師とし、参加事業者が消費者ニーズの変化及びエシカル消費に対応した商品の企画力・開発力や情報発信力、販売力の強化を図れるようにすること。
- ・講座以外で参加事業者の商品開発に向けた取組を支援できるよう、講師による個別アドバイス（メール、電話等）を1事業者あたり3回程度実施するとともに、1事業者あたり1回以上事業者訪問を行うこと。
- ・講師を含め、講座の参加者同士が積極的に交流を図ることができるよう配慮すること。
- ・2025年に開催される大阪・関西万博などのビッグイベントによるインバウンド客の増加等を見据え、国内外の観光客も意識した商品開発となるようにすること。
- ・本事業の実施により参加事業者が開発する商品は、下記（A）及び（B）の商品を合わせて15商品以上とすること。なお、参加事業者の連携による商品開発に至らなかった場合は、既存商品のブラッシュアップを支援するなど、全ての参加事業者が新たな価値を持った商品を開発できるよう支援すること。

（A）参加事業者の連携による開発商品

（B）エシカル消費の視点に基づいた開発商品

③ 開発商品等の県内外でのプロモーション（展示販売、情報発信）

- ・開発された商品等や参加事業者の魅力をメディアやオンライン、SNS等を活用し、効果的に国内外に情報発信すること。
- ・開発商品等を県内外の複数の店舗等において3回以上展示販売を行うこと。この際、エシカル消費に関心の高い消費者などに対し開発商品や参加事業者の魅力を効果的にアピールできる店舗など、販売する商品の特性に応じて販売方法・場所を工夫するとともに、参加事業者による体験（ワークショップ）を行うなど、開発商品や参加事業者の魅力を背景やストーリーなども含めて発信し、消費者などに向けて効果的なプロモーションとなるようにすること。また、参加事業者自身が対面販売や情報発信を行うなど、効果的な販売手法を学べる機会とすること。

④ 商品の開発・価値向上に係るセミナーの実施

- ・②の連続講座の開始前に、異業種による連携やエシカル消費などの視点を取り入れた付加価値の高い商品・サービスの創出につながる効果的な手法

を学ぶセミナーを開催すること。

- ・ 開催時間は 90 分程度とし、オンラインで開催すること。
- ・ 県内の伝統産業・地場産業事業者、食関連事業者を中心に 50 名程度の参加を募ること。参加料は無料とする。
- ・ 幅広い事業者等が参加できるように、募集に係るチラシを作成・周知するなど、募集の周知に努めるとともに、参加者の取りまとめを行うこと。

(4) 留意事項

- ① 講座やセミナーの実施に必要な機材やシステム環境は、受託者の責任により準備すること。
- ② 事業実施にあたって、著作権等の利用を含め、関係機関への許可申請が必要な場合は、原則受託者において手続きを行うこと。また、開発商品等について、商標権等他者の権利を侵害していないことについて、受託者においても十分留意すること。
- ③ 本仕様書に記載のない事項が生じた場合には、県と受託者が協議のうえ、決定すること。

4 納品する成果品

事業が完了した場合には、次の資料を令和 7 年 3 月 21 日（金）までに、県産品振興課に紙媒体 1 部及び電子媒体 1 式を提出すること。

- ① 事業実施報告書（A 4 版・カラー）
- ② 県が成果品として提出を求めるもの

5 委託料及び経費等

(1) 本事業は、委託料の範囲内で実施すること。

(2) 本事業は、厚生労働省が所管する「地域活性化雇用創造プロジェクト」事業（以下「地プロ事業」とする）を活用して実施するため、事業の実施にあたっては、「地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領」を遵守すること。参考までに、対象経費に係る記述の一部を以下に記載する。

(参考) 地域活性化雇用創造プロジェクト（令和 4 年度開始分）実施要領

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001121005.pdf>

① 経費

<対象経費>

事業実施に必要な経費に限ります。

<対象外経費>

- ・ 利用者に提供する物品（リーフレット、パンフレット類を除く）の購入等に係る経費
- ・ 飲食に係る経費
- ・ 日本国外における事務所や窓口の設置・運営に係る経費
- ・ 支出を証する書類のない経費

- ② 諸謝金の単価
謝金については、1時間当たり原則3万円以内とすること。
 - ③ 講演料
講演に係る謝金（講演料）についても、②と同様の取扱いとし、この場合の謝金総額は30万円を上限とすること。
 - ④ 備品
備品の購入費については、基本的に対象外。万が一、購入が必要になった場合は、事前に県に相談すること。
- (3) 委託対象経費に一般管理費（直接人件費や直接経費に定率を乗じたもの）は認められないため、具体的な経費の内訳がわかるように積算を作成すること。ただし、受託業者が民間企業（あくまで私企業）の場合であって、当該企業の社内規定等で受託する個別事業に係る一般管理費の割合について、直近年度の損益計算中「売上原価」に占める「一般管理費」の割合によって決定している場合は、当該割合による一般管理経費の計上は可能とする。
 - (4) 厚生労働省から通知される補助金交付決定額が、三重県から申請した補助金申請額と変更があった場合は、本委託契約を変更するものとする。
 - (5) 県が国に対して行う地プロ事業に係る経費の申請及び報告に際しては、本事業に係る経費内訳書の作成や根拠資料（領収書等）の収集・保管について対応するとともに、県の求めに応じて必要資料を提供すること。
 - (6) 委託料は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとする。
 - (7) 上記に関わらず、本業務を実施するにあたり必要がある場合は前金払いをすることができるものとする。

6 著作物の利用及び著作権

- (1) 成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち発注者または受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって発注者に譲渡されるものとし、その成果品中のデータや写真、イラストなどについては、発注者が作成する印刷物やホームページ等に自由に使用できるものとする。
- (2) (1)により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品等の引き渡し時点までに当該著作権を取得したうえで発注者に譲渡すること。
- (3) 成果品等のうち、(1)の規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、発注者が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において発注者及び発注者が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ）できるものとする。
- (4) 成果品等のうち、(1)の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、発注者が成果品を利用するために必要な範囲において発注者及び発注者が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を

得ること。

- (5) 発注者は著作権法第20条第2項、第3号及び第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (6) 受託者は、(1)に基づき発注者に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。
- (7) 受託者は(2)に基づき発注者に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作者人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。
- (8) (6)(7)の著作者人格権の不行使は、発注者が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- (9) 著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価および経費は契約金額に含まれているものとする。
- (10) 受託者が受託者の営業のために成果品等を利用し、または改変する場合は、書面により発注者に届けるものとする。

7 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）を報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を報告すること。

連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

(3) その他

業務担当者及び作業員は、本県が管理する施設内において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務従事者であることが証明できるものを携帯すること。

8 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

9 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

10 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等に

よる不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 三重県に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イまたはウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

11 障がい理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応すること。

12 事業実施に係る留意事項

- (1) 事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と十分な打合せを行ったうえで実施するとともに、打合せのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。
- (2) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。
- (3) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。
- (4) 契約締結権者は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (5) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後10年間保存すること。
- (6) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守することとする。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (7) 不測の事態により委託業務の内容に変更が生じる場合は、三重県と受注者が協議のうえ、委託料を減額する場合がある。